

税務署受付印

更正の請求書
(連結申告用)

※整理番号

※連結グループ整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話 () -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

国税通則法第23条
旧法人税法第82条
旧地方法人税法第24条
旧租税特別措置法第68条の88

の規定に基づき 自平成 年 月 日(連結事業年度の連結確定申告)に係る
至平成 年 月 日(課税事業年度の地方法人税確定申告)

課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分			この請求前の金額	更正の請求金額	
法人税額	連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額	1	円	
		同上の内訳	軽減税率適用連結所得金額	2	
			その他の金額(1-2)	3	
			法人税額	4	
	法人税額の特別控除額	5			
	差引法人税額(4-5)	6			
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	7			
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	000	000
		同上に対する税額	9		
	連結留保金	課税連結留保金額	10	000	000
		同上に対する税額	11		
	使途秘匿金	使途秘匿金額	12	000	000
		同上に対する税額	13		
	法人税額計(6+7+9+11+13)	14			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15			
	控除税額	16			
	差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)	17	00	00	
	連結中間申告分の法人税額	18	00	00	
	差引	納付すべき法人税額	19	00	00
		還付金額	20		
	翌期へ繰り越す連結欠損金	21			
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	基準法人税額	22		
		連結所得の金額に対する法人税額	23		
		課税標準法人税額(22+23)	24	000	000
	(22)に係る地方法人税額	25			
	(23)に係る地方法人税額	26			
	所得地方法人税額(25+26)	27			
	外国税額の控除額	28			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	29			
	差引地方法人税額(27-28-29)	30	00	00	
	中間申告分の地方法人税額	31	00	00	
差引	納付すべき地方法人税額	32	00	00	
	還付金額	33			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成・令和 年 月 日		
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
	銀行	本店・支店	貯金口座の記号番号
	金庫・組合	出張所	
	漁協・農協	本所・支所	
	預金 口座番号		3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合
			郵便局名等

税理士署名

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	整理簿	備考	通信 日付印	年月日	確認
-------------	----	-----	----------	----	-----	----	-----------	-----	----

更正の請求書（連結申告用）の記載要領等

【平成30年4月1日前終了連結事業年度分】

1 この請求書は、次に掲げる事実が該当する場合等に、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の国税通則法（以下「令和2年旧国税通則法」といいます。）第23条、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第82条、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の地方法人税法（以下「令和2年旧地方法人税法」といいます。）第24条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方法人税確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合

イ 納付すべき税額が過大となったこと。

ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。

ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。

(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度又は課税事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 令和2年旧国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から5年以内（注）
(2) 令和2年旧国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	令和2年旧国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実が該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 令和2年旧法人税法第82条又は令和2年旧地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 平成31年旧措置法第68条の88第21項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から6年以内

（注）純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります。

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。

5 この請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方法人税確定申告書（これらの申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。

(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方法人税確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。

(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。

また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。

(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、令和2年旧法人税法第82条又は令和2年旧地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。

(5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。